

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

平成17年3月25日から9月25日まで開催される二千五年日本国際博覧会(愛・地球博)の会場内に物品販売店舗を新設する。(法第5条第1項)

### 届出事項

1	届出年月日	平成16年5月24日
2	店舗名称	二千五年日本国際博覧会物品販売店舗
	店舗所在地	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間乙1533-1 外188筆
3	新設する日	平成17年3月25日
4	届出事項	概要
(1)	設置者	名称 財団法人二千五年日本国際博覧会協会
		代表者 理事 豊田章一郎
		住所 名古屋市東区名駅三丁目15-1
		備考 なし
	小売業者	名称 未定
		代表者 未定
		住所 未定
		備考 未定
(2)	店舗面積	12,292 m <sup>2</sup>
(3)	駐車	位置 別紙図面のとおり
		台数 10700 台
	駐輪	位置 別紙図面のとおり
		台数 1470 台
	荷捌	位置 別紙図面のとおり
		面積 6,450.0 m <sup>2</sup>
(4)	営業	位置 別紙図面のとおり
		容量 1,299 m <sup>3</sup>
	営業	開店時間 午前9時
		閉店時間 午後10時
	駐車場	利用時間帯 午前7時から午後12時まで
		出入口数 29箇所
	出入口位置 別紙図面のとおり	
	荷捌時間帯 午前0時から午後12時まで	
業態	総合店	
用途地域	市街化調整区域	

### I 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項	評価
(1) テナントの履行確保	未定	-
(2) 責任者の任命	未定	-
(3) 予測乖離時の措置	対策を検討の上、必要措置を実施	
(4) 通年の臨時措置	交通整理員を配置	
(5) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置	

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## II 施設の配置及び運営方法関連事項

### 1 駐車需用の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

#### ① 駐車場の必要台数の確保

##### ア 指針による算出

店舗面積	日來客数原単位	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車時間 係数	指針必要台数
12,292 m <sup>2</sup>	950人	15.70%	—	75.00%	2.11 人	1.49	971 台

総駐車場台数	従業員等駐車場台数	付帯施設駐車場台数	来客用駐車場台数	評価
11,403 台	703 台	0 台	10,700 台	別途バス用510台

※ 根拠 計画基準日(来場者数15万人)における自家用車による来場者を全体の26%(自動車分担率)と見込む。…自家用車来場者数(39千人)

$$39\text{千人} \div 3.1\text{人/台(乗車人員)} \div 1.2\text{(駐車場回転率)} = 10,600\text{台}$$

100台(身障者用)

#### ② 駐車場の位置及び構造等

1 平面自走オペレーター無	2 平面自走オペレーター有	3 機械式駐車場	4 共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
29箇所	0箇所	0箇所	0箇所	650 台

#### ア 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

西 タ ー ミ ナ ル 駐 車 場	種別	1	収容台数	610 台	歩行者導線	分離	騒音配慮	防音壁の設置	排ガス配慮	防音壁の設置		
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	判定	
	1	なし	県道	11m	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	2箇所	県道	20m	-	50m	0箇所	中央分離帯	中央分離帯	-	-	
	3	2箇所	県道	10m	-	70m	0箇所	双方向	双方向	-	-	
	4	1箇所	県道	6m	-	180m	0箇所	一方通行	-	-	-	
	5	なし	県道	9m	-	-	-	-	-	-	-	
6	1箇所	県道	9m	-	140m	0箇所	-	一方通行	-	-		
警備員の配置		営業時間中常に配備										

尾 張 旭 駐 車 場	種別	1	収容台数	1,000 台	歩行者導線	分離	騒音配慮	防音壁の設置	排ガス配慮	防音壁の設置		
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	判定	
	1	なし	市町村道	4m	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	2箇所	市町村道	7m	80台	20m	0箇所	双方向	双方向	-	-	
	3	なし	市町村道	4.5m	-	-	-	-	-	-	-	
	4	3箇所	県道	20m	80台	40m	0箇所	中央分離帯	中央分離帯	-	-	
	5	1箇所	市町村道	8m	80台	5m	0箇所	双方向	-	-	-	
警備員の配置		営業時間中常に配備										

長 久 手 イ ン タ ー 駐 車 場	種別	1	収容台数	1,700 台	歩行者導線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし		
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	判定	
	1	なし	県道	18m	-	-	-	-	双方向	双方向	-	-
	2	2箇所	県道	22m	400台	200m	0箇所	右折帯・信号	信号	中央分離帯	-	-
	3	なし	その他	7m	-	-	-	-	-	-	-	
	4	なし	その他	4m	-	-	-	-	-	-	-	
	警備員の配置		営業時間中常に配備									

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

な が く て 南 駐 車 場	種別	1	収容台数	2,100台	歩行者導線	分離	騒音配慮	防音壁の設置	排ガス配慮	防音壁の設置	判定
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	
	1	なし	その他	10m	-	-	-	-	-	-	
2	4箇所	市町村道	18m	500台	130m	0箇所	-	双方向	-	-	
							右折帯・信号	信号	-	-	
							双方向	-	-	-	
							-	信号	-	-	
警備員の配置		営業時間中常に配備									

三 好 イン ター 駐 車 場	種別	1	収容台数	1,500台	歩行者導線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし	判定
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	
	1	2箇所	県道	30m	90台	130m	0箇所	-	中央分離帯	中央分離帯	
2	なし	市町村道	16m	-	-	-	-	-	-	-	
							-	双方向	-	-	
							双方向	-	-	-	
3	4箇所	市町村道	12m	180台	60m	0箇所	-	双方向	-	-	
4	1箇所	その他	-	90台	20m	0箇所	一方通行	一方通行	-	-	
5	なし	市町村道	10m	-	-	-	-	-	-	-	
警備員の配置		営業時間中常に配備									

藤 岡 イン ター 駐 車 場	種別	1	収容台数	2,700台	歩行者導線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし	判定
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	
	1	1箇所	市町村道	7.5m	640台	100m	0箇所	-	双方向	双方向	
										-	
										-	
警備員の配置		営業時間中常に配備									

名 古 屋 空 港 駐 車 場	種別	1	収容台数	1,600台	歩行者導線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし	判定
	No.	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	
	1	3箇所	県道	21m	380台	120m	0箇所	-	中央分離帯	中央分離帯	
										-	
										-	
警備員の配置		営業時間中常に配備									

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

### ③ 駐輪場の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	西ターミナル、北ターミナル、尾張旭、長久手インター、ながくて南、三好インター、藤岡インター
駐輪場の収容台数	1,470台
標準収容台数	324台

位置評価	台数評価

### ④ 荷捌施設の整備等

#### ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	6450㎡	無	30分	43台	8台	

#### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
8時、13時、22時	8台	-	-	無	無	

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## ⑤ 経路の設定等

### (1) 車両関係

#### ア 来客車関係

案内表示	案内員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	右折経路	右折用車線	右折入庫
有	配置	回避	非回避	有	無	有

#### イ 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
無	有	非配備

#### ウ 公共交通機関関係

駐車場の確保
確保

#### エ 市町村事業関係

パークアンドライド事業への協力
協力実施

評価

### (2) 歩行者通行関係

通抜可能通路の保持	通行妨害施設	夜間照明の設置
必要なし	無	配慮あり

評価

### (3) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価

### (4) 防災対策への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供
検討なし	検討なし

評価
-

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ① 騒音問題対応策

##### ア 一般的対策

#### 西ターミナル駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	-	無	未定	-
西方向	5 m	無	自動車走行音	有(1.8・3m)	未定	-
南方向	無	無	-	無	未定	-
北方向	無	無	-	無	未定	-

遮音壁の悪影響	遮音壁設置あり
---------	---------

評価

#### 尾張旭駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	-	無	未定	-
西方向	5 m	無	自動車走行音	有(1.8m)	未定	-
南方向	無	無	-	無	未定	-
北方向	5 m	無	自動車走行音	有(1.8m)	未定	-

遮音壁の悪影響	遮音壁設置あり
---------	---------

評価

#### 長久手インター駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	-	無	未定	-
西方向	10 m	無	自動車走行音	無	未定	-
南方向	無	無	-	無	未定	-
北方向	35 m	無	自動車走行音	無	未定	-

遮音壁の悪影響	遮音壁設置なし
---------	---------

評価

## 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

### ながくて南駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	5 m	無	自動車走行音	有(1.8m)	未定	-
西方向	無	無	-	無	未定	-
南方向	35 m	無	自動車走行音	無	未定	-
北方向	無	無	-	無	未定	-

遮音壁の悪影響 | 遮音壁設置あり

評価

### 三好インター駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	-	無	未定	-
西方向	65 m	無	自動車走行音	無	未定	-
南方向	無	無	-	無	未定	-
北方向	無	無	-	無	未定	-

遮音壁の悪影響 | 遮音壁設置なし

評価

### 藤岡インター駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	無	無	-	無	未定	-
西方向	無	無	-	無	未定	-
南方向	30 m	無	自動車走行音	無	未定	-
北方向	無	無	-	無	未定	-

遮音壁の悪影響 | 遮音壁設置なし

評価

### 名古屋空港駐車場

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	30 m	無	自動車走行音	無	未定	-
西方向	無	無	-	無	未定	-
南方向	無	無	-	無	未定	-
北方向	無	無	-	無	未定	-

遮音壁の悪影響 | 遮音壁設置なし

評価

### イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき作業スペースを十分に確保
荷捌施設運営面での配慮	作業人員への騒音防止意識の徹底
荷捌施設機器選択面での配慮	低騒音型の荷さばき機器の導入
放送設備使用面での配慮	なし

### ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	低騒音型機器の導入
給排気口からの騒音配慮	低騒音型機器の導入
駐車場からの騒音配慮	アイドリング禁止の看板を設置
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## ② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	空調室外機	給排気口	変電施設	浄化槽	ポンプ	エンジン等
		冷凍室外機	冷凍機械室					
	変動騒音	ゴミ収集作業	BGM	アナウンス				
		自動車走行	荷捌アトリング	後進警報7サー	台車走行			
	衝撃騒音	荷降し音						
建物の構造(高さ)		未定						

### ア 等価騒音レベル予測

		西ターミナル	尾張旭	尾張旭	長久手インター	ながくて南
用途地域		市街化調整区域	第1種中高層住居専用地域	市街化調整区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	50~55dB	40~45dB	45~50dB	50~55dB	45~50dB
	評価	○	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	40~45dB	35~40dB	35~40dB	40~45dB	40~45dB
	評価	○	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

		三好インター	藤岡インター	名古屋空港
用途地域		第1種低層住居専用地域	市街化調整区域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	45~50dB	45~50dB	45~50dB
	評価	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	35~40dB	35~40dB	40~45dB
	評価	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当

※ 騒音レベルは、敷地周辺の直近住居での最大値(コンター図内)を記載。

### イ 夜間における騒音ごとの予測

#### 西ターミナル駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無	無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か	
上記A・Bの具体的内容	-

		a	b
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし
基準値		50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-	-
	評価	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	47.7dB	49.4dB
	評価	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## 尾張旭駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					-
		a	b	c	d
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-	-	-	-
	評価	-	-	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	37dB	41.8dB	40.1dB	41dB
	評価	○	○	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	-	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		e	f
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし
基準値		50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-	-
	評価	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	36.4dB	42.9dB
	評価	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当

## 長久手インター駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					-
		a	b	c	
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	
基準値		50dB	50dB	50dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	-	-	-	
	評価	-	-	-	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	47.7dB	45.2dB	38.9dB	
	評価	○	○	○	
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	-	-	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	

## ながくて南駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					-
		a			
用途地域		第1種低層住居専用地域			
基準値を5dB減ずる要因		なし			
基準値		40dB			
設置者	定常騒音の騒音レベル	-			
	評価	-			
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	37.8dB			
	評価	○			
県	定常騒音の騒音レベル検証	-			
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当			

# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## 三好インター駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無		無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		
上記A・Bの具体的内容 -		
		a
用途地域		第1種低層住居専用地域
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-
	評価	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	50.3dB
	評価	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当

※ ポイントaは、基準値を上回っているが、隣接する住居はなく周辺への影響は少ないと思われる。

## 藤岡インター駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無		無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		
上記A・Bの具体的内容 -		
		a
用途地域		市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		50dB
設置者		-
	評価	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	47.9dB
	評価	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当

## 名古屋空港駐車場

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無		無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		
上記A・Bの具体的内容 -		
		a
用途地域		市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	-
	評価	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	54.8dB
	評価	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当

※ ポイントa は、基準値を上回っているが、隣接する住居位置においては、下回っていること(42.3dB)を確認しており、周辺への影響は少ないと思われる。



# 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

## (2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	毎日清掃、生ごみ保冷库保管、 <b>クリストラップ</b> の設置
衛生問題関係配慮	毎日清掃、生ごみ保冷库保管、 <b>クリストラップ</b> の設置

廃棄物排出量等の予測量 492.18m<sup>3</sup>

※ 根拠

計画基準日(来場者数15万人)における1人当たりのゴミ排出量を1日300gと見込む。  
 計画基準日の廃棄物排出量 150,000人/日 × 0.3kg = 45t → 減量化の推進により38.2tに減量

廃棄物の種類ごとに重量から容積へ換算 → 492.18m<sup>3</sup>

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	433.00 m <sup>3</sup>	1日	1.62 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	16.16 m <sup>3</sup>	変更なし	○
空缶・空き瓶	433.00 m <sup>3</sup>	1日	0.27 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	2.70 m <sup>3</sup>	変更なし	○
厨芥・その他	433.00 m <sup>3</sup>	1日	1.90 t	0.15 t/m <sup>3</sup>	12.68 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	1299m <sup>3</sup>	-	-	-	31.55 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠	計画に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	小売店舗以外の施設からもゴミが排出されるため、過去の国際博から想定						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	有	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	有	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	無
廃棄物等圧縮機の使用	有	食品加工場の設置	無
脱水装置の使用	有	物販店以外の施設との保管施設の共有	有

位置・構造	適正な分別の実施		来場者12分別、参加者・開催者17分別	
	搬出作業の利便性の確保		特になし	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		特になし	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施		有	
	生ゴミ保管施設の気密性の確保		有	

十分な搬送頻度の確保	有
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
敷地内処理の配慮	無
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	無

評価
○

## (3) 街づくり等への配慮

風致地区	無	美観地区	無	建築協定	無	景観条例	無
具体的対応策	注目すべき視点からの眺めの変化に伴う視知覚心理学的支障の程度を、						
街並みづくりへの協力	できる限り少なくなるよう検討した。						
照明等の配慮	歩行者の安全を確保しつつ、周辺地域に光害が及ばないように、照明の配置・方向・点灯時間・照度などに十分な配慮を施す。						

評価
○

## 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

出店地連絡会議での意見概要	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入車両のルート等を明確にすること。</li> <li>・ 搬入車両に関連して周辺生活環境に影響が出ないこと。搬入車両が場外の生活道路で積み替えをいように十分注意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉庫関連の搬入は、西ゲートより西管理棟内営業倉庫へ搬入し、営業倉庫に搬入された荷物は、場内管理導線を使い、場内輸送指定業者が届け出先へ運搬します。</li> <li>また、会場内に進入する搬入車両は、すべて博覧会協会長久手会場工事管理室により管理を徹底します。(2日前までの搬入予約、ゲート別搬入車両の分散化、警備員のゲート配置)</li> <li>・ 各流通業者に対して場外待機や積み替え作業を行わないように周知徹底します。</li> <li>また、愛知県公安委員会は、長久手会場周辺において交通規制を行い、会場3km圏内通行規制による搬入車両の生活道路への進入抑制及び会場各ゲート周辺道路での駐停車禁止規制等により搬入車両の路上待機の防止を検討しています。</li> </ul>

市町村の意見概要	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷捌き車両の場外待機や積替え作業については、一般道路等において絶対にさせないよう各流対して指導を徹底すること。</li> <li>・ 駐車場の設置が、町内で交通渋滞を引き起こさないような交通誘導計画を作られたい。</li> <li>・ 駐車場での音、照明が住民生活に影響を及ぼさないように配慮されたい。</li> <li>・ 早朝、夜間におけるの催事、荷物の搬入搬出、荷捌き、BGM等による騒音により生活に影響が出ないように配慮されたい。</li> <li>・ 騒音に係る環境基準等を遵守すること。</li> <li>・ 町が廃棄物の処理にあたり、過度の負担を被らないように、廃棄物の処理体制を構築されたい。</li> <li>・ 駐車場及び駐輪場において、車上狙いや自転車盗等に対する防犯対策を徹底すること。</li> <li>・ 夜間は、施設灯や駐車場の照明等についてできる限り常夜灯とし、周辺地域の防犯対策にも配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各流通業者に対して場外待機や積み替え作業を行わないように周知徹底します。</li> <li>また、愛知県公安委員会は、長久手会場周辺において交通規制を行い、会場3km圏内通行規制による搬入車両の生活道路への進入抑制及び会場各ゲート周辺道路での駐停車禁止規制等により搬入車両の路上待機の防止を検討しています。</li> <li>・ 会場周辺には、駐車場がなく、パーク&amp;ライド方式を実施していることを事前に広報し、協会が準備する駐車場まで早めに誘導をします。</li> <li>・ 駐車場の騒音は、誘導員、監視員により、来店者に対して不要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないよう呼びかけを行うとともに、必要な場所には、防音壁を設置します。</li> <li>また、駐車場の照明は、周辺に害が及ばないよう照明の配置、方向等に十分な配慮をします。</li> <li>・ 各流通業者に対して、大店立地法の趣旨を徹底し、さらに配慮するよう意識の向上を図り、周辺の生活環境保持の啓蒙を行います。</li> <li>・ 大店立地法の騒音対策事項を確実に実行し、環境基準等の遵守に努めます。</li> <li>・ 再生可能な廃棄物は、その種類ごとに適切な処理業者に依頼します。また、町が関係する可燃ごみの焼却は、焼却を行う尾張東部衛生組合の焼却施設の処理能力にも十分な余力があると聞いており、廃棄物の処理に当たっては、町に過度の負担を強いることはないと考えています。</li> <li>・ 駐車場及び駐輪場は、警備会社へ警備を委託し、併せて夜間は、出入口を施錠します。また、駐車場内の必要箇所に防犯カメラを設置し、犯罪の防止を図ります。</li> <li>・ 夜間は、常夜灯を設置し、周辺地域の安全に配慮します。</li> </ul>

## 二千五年日本国際博覧会物品販売店舗

住民等の意見の概要	対 応
<p>・ 来店駐車場の利用時間帯は、午前7時から午後12時までとされているが、先行したアセスメント(追跡調査一その3ー)では、午前7時から午後11時までとされている。午後12時までの駐車場の利用は、あまりにも無神経で地域住民の安眠を妨害するものであり、アセスメントどおり午後11時までに変更すべきである。また、午後12時まで利用するならば、アセスメントの再審査が必要である。(どの駐車場で何時に何台利用の変更したか。等価騒音レベルはどう変化したか)</p> <p>・ 小売業を行う者の氏名等がすべて「未定」とされているが、これでは意見も出せない。業者名が確定してから正式な変更届けをさせるべきである。</p> <p>・ 駐車場の収容台数が11, 210台とされているが、先行したアセスメントでは10, 600台である。(アセスでは従業員分も障害者用もすべて含まれているはず) アセス台数をいつのまに、どの駐車場で何台増加させたのか。 アセスメントは過小評価のため、内容を変更して再審査が必要である。(等価騒音レベル、排気ガスはどれだけ増加するのか。) 尾張旭駐車場ではダルマカエル対策で駐車場面積が減少しているため、収容台数はアセスメントより減少するはずではないか。</p> <p>・ 情報公開文書では、万博協会からの質問に対して、会場内のターミナル(団体バス駐車場、シャトルバス乗降場)は、立地法の「対象すべきと考えられる」と回答している。ところが、立地法の届出ではこの会場内のターミナルは除外され、会場外の駐車場だけを対象としている。 だれの権限で改悪されたのか。それとも万博協会が法違反を犯しているのか。</p>	<p>・ アセスメント(環境影響評価書)の提出時は、駐車場の利用時間を午後11時までの計画をしていましたが、立地法の届出時においては、特に(仮称)名古屋空港駐車場の利用時間が午後12時までで及ぶ可能性があったため、午後12時までの届出をしました。その後、検討を重ね調査予測した結果、博覧会会場からの最終シャトルバスの利用客が午後11時までに駐車場の退場が可能であるとの結論に達したため、午後11時までに変更します。 なお、今後、この変更に伴って必要な手続きを行います。</p> <p>・ 小売業者のうち物販施設の営業参加者は、本年5月末まで公募し、現在選考中であります。また、海外の公式参加国がパビリオン内において行う商業活動(小売業を含む)に関しては、本年秋頃より順次決定されていく予定です。従って、小売業を行う者が最終決定された後に、必要な手続きを行います。</p> <p>・ 届出の駐車場収容台数(11, 210台)と環境影響評価追跡調査(その3)(10, 600台)の差の610台(西ターミナル分、身障者用を含む)は、環境影響評価追跡調査(その1)において、その影響分を見込んでおります。 また、(仮称)尾張旭駐車場におきましては、1台当たりの駐車面積を見直し、レイアウトの変更等により駐車台数を確保します。</p> <p>・ ターミナルについても「広い意味で解釈すると立地法の対象とすべきと考えられる」が、専用の駐車場がなく、公共交通機関を利用するターミナルは対象外としています。従って、会場内にあるターミナル(西、北、東)のうち、北と東ターミナルは、専用駐車場がなく、シャトルバスの乗降ターミナルであるため除外しております。</p>

### 県の意見に至る考え方

出店地連絡会議で問題とされた事項に対する設置者の対応、町意見に対する対応及び住民等の意見に対する対応について概ね妥当なものであると考えられる。

### 県の意見案

意見なし